

補助事業の手引き 改訂履歴

改訂日	ページ	項目	改訂後	改訂前
R5. 2. 20	3	4. 機械装置・システム等の納入時期について	(略) 事業完了期限 (令和5年12月20日) 《1.0版》	(略) 事業完了期限 (交付決定日から10ヶ月以内、ただし、採択発表日から12ヶ月後の日 (令和5年12月16日) までとする。)
	7	～補助事業者のみなさまへ～ 補助事業者の義務 (2) 事業実施中及び事業終了後 ②事業化状況及び賃金引上げ状況	(略) 補助事業実施期間に新型コロナウイルス感染症の影響を受けることを想定して、賃上げ及び付加価値額増加の目標を据え置きし、その翌年度から3～5年の間にこの目標値を達成する計画とすることが可能です (回復型賃上げ・雇用拡大枠を除く) 《1.0版》	(略) 採択類型にかかわらず補助事業実施年度に新型コロナウイルスによる感染症の影響を受けることを想定して、賃上げ及び付加価値額増加の目標を据え置き、その翌年度から3～5年の間にこの目標値を達成する計画とすることが可能です
	10	I. 補助事業の手続き等の流れ フェーズ1～採択内定から交付決定まで～ (1) 交付申請	(注2) 申請内容ファイルには「補助事業計画書」のほか事務局が必要と認める書類(「誓約書」等)が含まれます。詳細は「j グランツ入力ガイド」を参照ください。 《1.1版》	—
	12	フェーズ2～交付決定から実績報告書提出まで～ (8) 実績報告書	[提出期限(一般型): 補助事業の完了日から起算して30日を経過した日又は令和5年12月20日までのいずれか早い日※] [提出期限(グローバル展開型): 補助事業の完了日から起算して30日を経過した日又は令和5年12月20日までのいずれか早い日※] ※補助事業実施期間の期限が従前の扱いとは異なりますので、ご注意ください ※事務局による補助事業者に対する補助金交付等のスケジュールの都合上、補助事業実施期間の延長を行うことはできません  (注) 精算払請求手続きは、令和6年2月末までに完了してください。期限までに完了しなかった場合は交付決定取消となることがあります。 《1.0版》	[提出期限(一般型): 補助事業の完了日から起算して30日を経過した日又は交付決定後10ヶ月以内 (ただし、最大令和5年12月16日まで) のいずれか早い日] [提出期限(グローバル展開型): 補助事業の完了日から起算して30日を経過した日又は交付決定後12ヶ月以内 (ただし、最大令和5年12月20日まで) のいずれか早い日]  (注) 精算払請求手続きは、実績報告書提出期限から3ヶ月以内に完了してください。期限までに完了しなかった場合は交付決定取消となることがあります。
	22	III. 補助事業終了後の義務 2. 事業化状況・知的財産権等報告書の提出	(表中) 3. 給与支給総額/毎年/直近決算  (欄外) 削除 《1.0版》	(表中) 3. 給与支給総額/事業計画終了時点※/直近決算  (欄外) ※回復型賃上げ・雇用拡大枠の補助事業者は、事業計画終了時点のほか、補助事業を完了した事業年度の原則として翌年度の報告が必要 (P24③参照)
	—	その他	・13次締切に対応した時点等の修正 ・誤謬等の修正 《1.0版》	—